

袖ヶ浦市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年9月10日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和元年度決算審査の結果（令和2年8月19日付け）に対する措置

令和3年9月10日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p>商工費 観光振興事業補助金について、要綱と運用に齟齬が生じている状況が見受けられた。【商工観光課】</p>	<p>要綱と運用に齟齬が生じている指摘に基づき、次のとおり規定を見直し要綱の改正を実施した。</p> <p>袖ヶ浦市観光振興事業補助金交付要綱第2条の見出しについて、「補助対象」を「補助対象者」に改め、補助対象者を明確にした。</p> <p>また、同要綱第3条に定める補助金の額について、見出しを「補助金の額」から「補助金の交付対象及び補助金の額」に改めるとともに、補助金の交付対象及び補助金の額を明確にする規定の見直しを図った。</p> <p style="text-align: right;">（措置結果通知年月日：令和3年9月7日）</p>